

一農林省官制改正ノ件  
一食糧管理局官制

一農林省資材部臨時設置制  
昭和七年勅令第二百五十九號臨時農

林省ニ經濟更生部ヲ設置スルノ件及  
昭和十三年勅令第七百四十號臨時農

林省ニ臨時農村對策部ヲ設置スルノ  
件廢止ノ件

一商工省官制中改正ノ件

樞密院會議筆記

樞密院

昭和十六年一月十五日(水曜日)午前十時十分開  
議

聖上臨御不被爲在

出席員

原 議長

鈴木副議長

大臣

平沼内務大臣

六番

金光厚生大臣

七番

顧問官

秋田拓務大臣 八番

東條陸軍大臣 九番

松岡外務大臣 十番

橋田文部大臣 十一番

小林商工大臣 十二番

村田遞信大臣 十四番

石黒農林大臣 十五番

及川海軍大臣 十六番

小川鐵道大臣 十七番

河合顧問官	卅一番
石井顧問官	卅二番
有馬顧問官	卅三番
窪田顧問官	卅四番
石塚顧問官	卅五番
清水顧問官	卅六番
南顧問官	卅七番
奈良顧問官	卅八番
荒木顧問官	卅九番
松井顧問官	三十番

菅原顧問官 卅一番

松浦顧問官 卅二番

潮 顧問官 卅三番

林 顧問官 卅四番

深井顧問官 卅五番

二上顧問官 卅六番

眞野顧問官 卅七番

大島顧問官 卅八番

小幡顧問官 卅九番

竹越顧問官 四十番

伊澤顧問官 四十二番

闕席員

親王

雍仁親王 一番

宣仁親王 二番

崇仁親王 三番

載仁親王 四番

大臣

近衛内閣總理大臣 五番

河田大藏大臣 十三番

顧問官  
柳川司法大臣 十八番

金子顧問官 二十番

三土顧問官 四十一番

委員

村瀬法制局長官

森山法制局參事官

井野農林次官

小島商工次官

報告員

石塚審査委員長

書記官長

堀江書記官長

書記官

諸橋書記官

高辻書記官

議長

原

之ヨリ會議ヲ開ク

農林省官制改正ノ件

食糧管理局官制

農林省資材部臨時設置制

昭和七年勅令第二百五十九號臨時農林省

ニ經濟更生部ヲ設置スルノ件及昭和十三

年勅令第七百四十號臨時農林省ニ臨時農

村對策部ヲ設置スルノ件廢止ノ件

商工省官制中改正ノ件

以上五件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ

開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ報告  
ヲ求ム

二十五番

石塚

今回御諮詢ノ各案件ニ付本官

等審査委員ヲ命ゼラレ本月九日及十日ノ兩

日委員會ヲ開キテ當局大臣及關係諸官ノ辯

明ヲ聽キ以テ之ガ査覈ヲ遂ゲタリ

當局大臣ノ説明ニ依レバ政府ニ於テハ曩ニ

時局下ニ於ケル我國産業行政事務ノ現況及

將來ニ於ケル産業發展ノ趨勢ニ鑑ミ産業經

濟ニ關スル行政ノ運営上遺憾ナキヲ期スル

爲農林商工兩省ノ所管事務ニ付適當ナル調

整ヲ行フコトヲ考究シタル結果食糧行政ノ

一元の綜合化ヲ圖ルト共ニ右兩省ノ所管事

務ハ原則トシテ物資別ニ一貫シテ統制シ得

ルガ如ク之ヲ區分シ又貿易ニ關スル事務ハ

原則トシテ之ヲ商工省ニ集中スルコトトセ

リ右ノ趣旨ニ基キ今回農林商工兩省ノ官制

ヲ改正シ農林省ニ於テハ從前ノ農林畜水産

物ノ生産ニ關スル事務ヲ所管スル外新ニ此

等ノ物品配給等ニ關スル事務、飲食料品ノ生

産配給等ニ關スル事務及農林畜水産業専用  
物品ノ配給等ニ關スル事務ヲ商工省ヨリ移  
管ヲ受ケ更ニ時局ノ進展ニ伴ヒ漸ク繁劇且  
重要ト爲リタル農林行政ノ處理ニ遺憾ナカ  
ラシメンガ爲此ノ際同省ノ機構ヲ合理的ニ  
整備シ部局ニシテ統合ヲ適切トスルモノハ  
之ヲ統合シ各部局ニ互ル諸般ノ重要政策ヲ  
綜合スル部局ヲ置キ又現下ノ情勢ニ鑑ミ主  
要食糧ノ供給ノ確保及配給ノ圓滑ヲ期スル  
ノ要アルト共ニ昭和十六年米穀年度以降農

家ノ自家保有米ヲ除クノ外産米ハ總テ之ヲ  
政府ノ統制管理ノ下ニ置クコトト爲リタル  
ヲ以テ此等ノ事務ハ到底内局タル一部局ニ  
於テ處理スルヲ適當トセザルニ至リタルニ  
因リ之ヲ外局トシテ整備シ其ノ他現在ノ事  
態ニ應ジ農林畜水産業經營ニ必要ナル物資  
配給等ノ事務ヲ集中處理セシムル爲臨時部  
局ヲ設クルコトトセントス尚右機構整備ニ  
當リテハ政府ノ官廳事務再編成ノ方針ニ則  
リ人員ノ増加ハ努メテ之ヲ避ケ大體ニ於テ



現在人員ノ範圍内ニ於テ之ヲ行フコトトセ  
リ仍テ茲ニ本案ノ各件ヲ立案シ本院ノ詢議  
ニ付セラレシコトヲ奏請シタルモノナリ  
今本案各件ノ要旨ヲ摘述スレバ左ノ如シ  
第一 農林省官制改正ノ件

本件ハ形式上現行農林省官制ノ全部改正  
ナルモ其ノ主眼トスル所ハ前述ノ如ク農  
林大臣ノ所管事務ノ範圍及部局ノ機構ニ  
變改ヲ加フルニ在リテ實質上現行規定ト  
異ナル點ヲ擧グレバ農林大臣ノ所管事務

ヲ從前農林、水産、畜産及米穀統制ニ關スル  
事務ト爲セルヲ農林、畜産、水産物及飲食料品  
ノ生産、配給及消費ニ關スル事務、農林、畜水  
産業専用物品ノ配給及消費（化學肥料）ニ付  
テハ其ノ生産數量、配給及消費ニ關スル事  
務竝ニ農山漁家ニ關スル事務ト改メ同省  
内ニ於ケル農務、畜産及米穀ノ三局ヲ廢シ  
テ總務、農政及食品ノ三局ヲ設ケ總務局ニ  
於テハ農林、畜水産物ノ生産、配給及消費ノ  
綜合計畫ノ設定、其ノ他重要政策ノ綜合調

整竝ニ農林畜水產物、飲食料品及農林畜水  
產業專用物品ニ關スル物價統制ニ關スル  
事務、農政局ニ於テハ農事及農產物、畜產及  
畜產物、耕地竝ニ農業保險及家畜保險ニ關  
スル事務、食品局ニ於テハ飲食料品ニ關ス  
ル事務ヲ夫々掌ルモノトシ同省職員ノ内  
事務官、小作官、技師、屬小作官補及技手ノ專  
任定員ニ於テ若干ノ減員ヲ爲スニ在リ

## 第二 食糧管理局官制

本件ハ從前農林省内ノ一局タリシ米穀局

ニ代ヘテ新ニ同省外局トシテ設置スル食  
糧管理局ノ組織權限ヲ定ムルモノニシテ  
即チ食糧管理局ハ農林大臣ノ管理ニ屬シ  
米麥等主要食糧農產物ノ買入及賣渡等需  
給統制ニ關スル事務ヲ掌ルモノトシ同局  
ニ勅任ノ長官ノ外奏任ノ書記官、事務官(内  
人コヲ勅任ト得)理事官及技師竝ニ判任ノ屬  
及技手各專任若干人ヲ置キ局務ヲ輔ケシ  
ムル爲同局ニ顧問七人以内ヲ置キ農林大  
臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ

内閣ニ於テ之ヲ命ズルモノトシ及其ノ待遇ヲ定メ局務ヲ分掌セシムル爲設置スル食糧事務所及其ノ出張所ニ關スル規定ヲ設ケ其ノ他長官以下常務職員ノ職掌ヲ定ム

### 第三 農林省資材部臨時設置制

本件ハ農林省内ニ資材部ト稱スル一臨時部局ヲ設置スルコトヲ定ムルモノニシテ即チ肥料(化學肥料)ニ付テハ其ノ生産數量配給及消費飼料及油脂ニ關スル事務並ニ

農林畜水産業ノ經營ニ必要ナル物資ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時ニ農林省ニ資材部ヲ設ケ同部所屬ノ職員トシテ勅任ノ部長ノ外書記官事務官技師屬及技手各專任若干人ヲ置キ部長ハ農林大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理スルモノトス

### 第四 昭和七年勅令第二百五十九號臨時農

林省ニ經濟更生部ヲ設置スルノ件及

昭和十三年勅令第七百四十號臨時農

林省ニ臨時農村對策部ヲ設置スルノ  
件廢止ノ件

本件ハ今回農林省ノ機構整備ニ伴ヒ夫々  
昭和七年九月及同十三年十二月臨時部局  
トシテ設置セラレタル經濟更生部及臨時  
農村對策部ヲ廢止セントスルモノナリ

第五 商工省官制中改正ノ件

本件ハ農林商工兩省所管事務ノ調整ニ伴  
ヒ商工大臣及部局ノ管掌事務ノ範圍ヲ變  
更シ及農林省ニ移管スベキ職員ヲ減員ス

ルコトヲ主眼ト爲スモノニシテ即チ商工  
大臣ノ所管事務ヲ從前商工、鑛山及地質並  
ニ度量衡及計量ニ關スル事務ト爲セルヲ  
鑛產物及工業品ノ生産、配給及消費ニ關ス  
ル事務、保險、取引所其ノ他商一般ニ關スル  
事務並ニ度量衡及計量ニ關スル事務ト改  
メ鐵鋼、機械及纖維ノ各局所掌事務中ヨリ  
農林、畜水產業專用物品ノ配給及消費ニ關  
スル事務、化學局所掌事務中ヨリ、飲食物品  
ノ生産、配給及消費ニ關スル事務、化學肥料

ノ生産數量配給及消費ニ關スル事務茲ニ  
 化學肥料以外ノ農林畜水産業専用物品ノ  
 配給及消費ニ關スル事務、監理局所掌事務  
 中ヨリ農林畜水産物、飲食料品及農林畜水  
 産業専用物品ノ配給ニ關スル事務ヲ夫々  
 削リ同省職員ニ於テ商業組合ニ關スル事  
 務ノ増加ノ爲理事官一人ヲ増員スルノ外  
 農林省へ移管ノ爲事務官、技師、屬及技手ノ  
 專任定員ニ若干ノ減員ヲ爲スニ在リ  
 按ズルニ本案ノ各件ハ現下ノ變局ニ臨ミ經

濟行政ノ圓滑ナル運行ヲ圖ランガ爲之ニ即  
 應セル態勢ヲ整へ一層其ノ機能ヲ發揮セシ  
 メントシ農林商工兩省ノ所管事務ニ調整ヲ  
 施シ及農林省ノ内外ニ互リ部局ノ機構ニ變  
 改ヲ加フルコトヲ主眼トスルモノニシテ其  
 ノ趣旨ニ於テ之ヲ是認スルノ外ナク其ノ規  
 定ノ條項ニ付テモ亦別ニ支障ノ虞ヲ認メズ  
 仍テ審査委員會ニ於テハ本案ノ五件ハ孰レ  
 モ之ヲ可決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ以  
 テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

議長(原) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省

略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ起

立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ

本日ハ之ニテ閉會ス

(午前十時二十五分閉會)

議長 原 素道

書記官長 坂江 季雄

書記官

諸橋 襄  
高辻 正巳



食品局

第三條 總務局ニ於テハ農林畜水産物ノ生産、配給及消費ノ綜合計畫ノ設定其ノ他重要政策ノ綜合調整竝ニ農林畜水産物、飲食料品及農林畜水産業専用物品ニ關スル物價統制ニ

關スル事務ヲ掌ル

第四條 農政局ニ於テハ農事及農産物、畜産及畜産物、耕地竝ニ農業保險及家畜保險ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 山林局ニ於テハ林産及林産物、森林原野、森林保險竝ニ狩獵ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 水産局ニ於テハ水産及水産物竝ニ漁船保險ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 蠶絲局ニ於テハ蠶絲ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 食品局ニ於テハ飲食料品ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 農林大臣ハ必要ト認ムル地ニ木炭事務所及其ノ出張所ヲ設ケ木炭需給調節ニ關ス

ル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

木炭事務所長ハ農林事務官、農林理事官、農林技師、農林屬又ハ農林技手ヲ以テ、木炭事務所出張所長ハ農林屬又ハ農林技手ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 農林書記官ハ專任十六人ヲ以テ定員トス

第十一條 農林省ニ農林事務官專任十六人及農林理事官專任十二人ヲ置ク

農林事務官及農林理事官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ農林省ノ事務ヲ掌ル

第十二條 農林省ニ統計官專任二人ヲ置ク

統計官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル

第十三條 農林省ニ小作官專任二人ヲ置ク

小作官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事務ヲ掌ル



第十四條 農林省ニ農林技師專任五十七人ヲ置ク

農林技師ハ奏任トス但シ内三人以内ヲ勅任ト爲スコトヲ得

農林技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十五條 農林屬ハ專任百四十二人ヲ以テ定員トス

第十六條 農林省ニ統計官補專任三人ヲ置ク

統計官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ統計ニ従事ス

第十七條 農林省ニ小作官補專任三人ヲ置ク

小作官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事務ニ従事ス

第十八條 農林省ニ農林技手專任百三十人ヲ置ク

農林技手ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ農林技師又ハ農林技手ノ職ニ在リテ米穀局ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ農林技師ハ食糧管理局技師ニ、農林技手ハ食糧管理局技手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス



附則

技手 專任八十九人 判任

第三條 食糧管理局ニ顧問七人以内ヲ置キ局務ヲ輔ケシム

顧問ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

顧問ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第四條 農林大臣ハ必要ト認ムル地ニ食糧事務所及其ノ出張所ヲ設ケ米麥等主要食糧農産

物ノ買入及賣渡等需給統制ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

食糧事務所長ハ事務官又ハ技師ヲ以テ、食糧事務所出張所長ハ屬又ハ技手ヲ以テ之ニ充

ツ

第五條 長官ハ農林大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以

下ノ進退ヲ專行ス

第六條 書記官、事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル

第七條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第八條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第九條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス


勅令第                    號

農林省資材部臨時設置制

第一條 肥料(化學肥料ニ付テハ其ノ生産數量、配給及消費)、飼料及油脂ニ關スル事務並

ニ農林畜水産業ノ經營ニ必要ナル物資ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時ニ

農林省ニ資材部ヲ置ク

第二條 臨時ニ農林省ニ左ノ職員ヲ置キ資材部ニ屬セシム

部長                    一人        勅任

書記官                  專任三人

事務官                  專任八人

技師                    專任十六人

屬                        專任二十一人


技手 専任三十五人

第三條 部長ハ農林大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

昭和七年勅令第二百五十九號及昭和十三年勅令第七百四十號ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

商工省官制中左ノ通改正ス

第一條 商工大臣ハ鑛產物及工業品ノ生産、配給及消費ニ關スル事務、保險、取引所其ノ他

商一般ニ關スル事務並ニ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ管理ス

第五條中「鐵鋼ニ關スル事務」ノ下ニ「農林畜水産業專用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク」ヲ加フ

第六條中「工業品ニ關スル事務」ノ下ニ「飲食料品ノ生産、配給及消費ニ關スル事務、化學肥料ノ生産數量、配給及消費ニ關スル事務並ニ化學肥料以外ノ農林畜水産業專用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク」ヲ加フ

第七條中「機械」ヲ「機械ニ關スル事務（農林畜水産業專用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク）」ニ改ム

